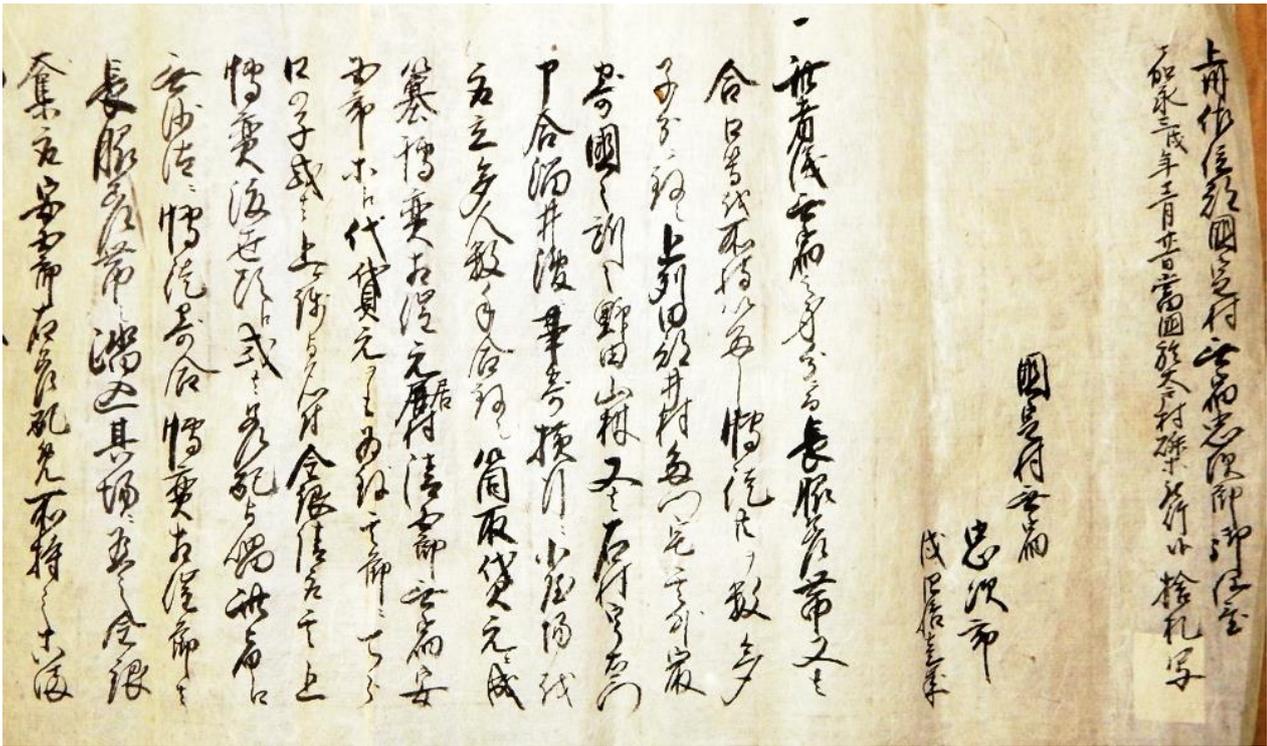


【23】 国定村無宿忠次郎、重々不届に付磔、捨札写

(東吾妻町植栗「関緑家文書」P七八〇一・No.二七三)
(嘉永三年)



《釈文》

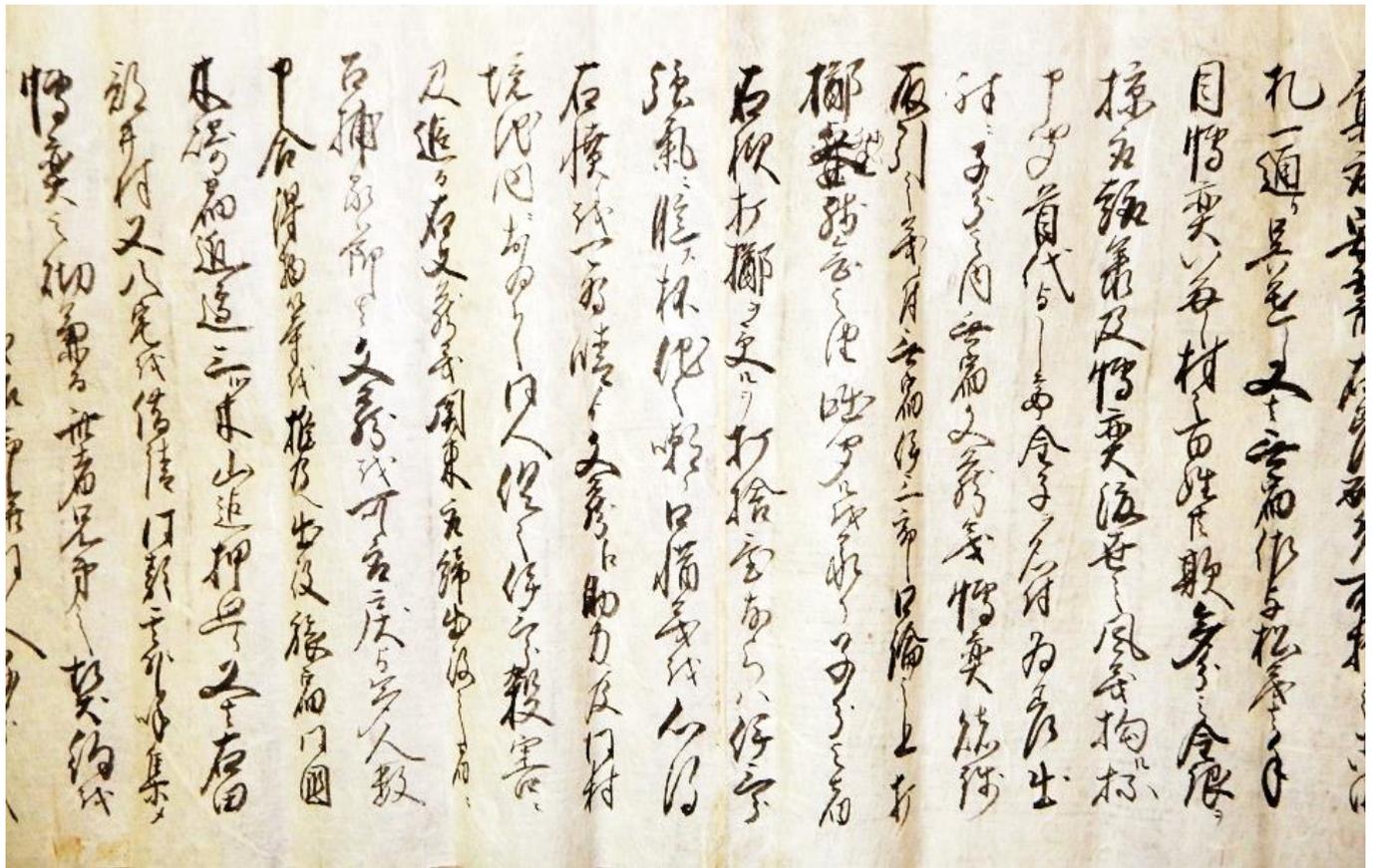
上州佐位郡国定村無宿忠次郎御仕置
嘉永三戌年十二月廿一日、当国於大戸村磔被行候、捨札写

国定村無宿

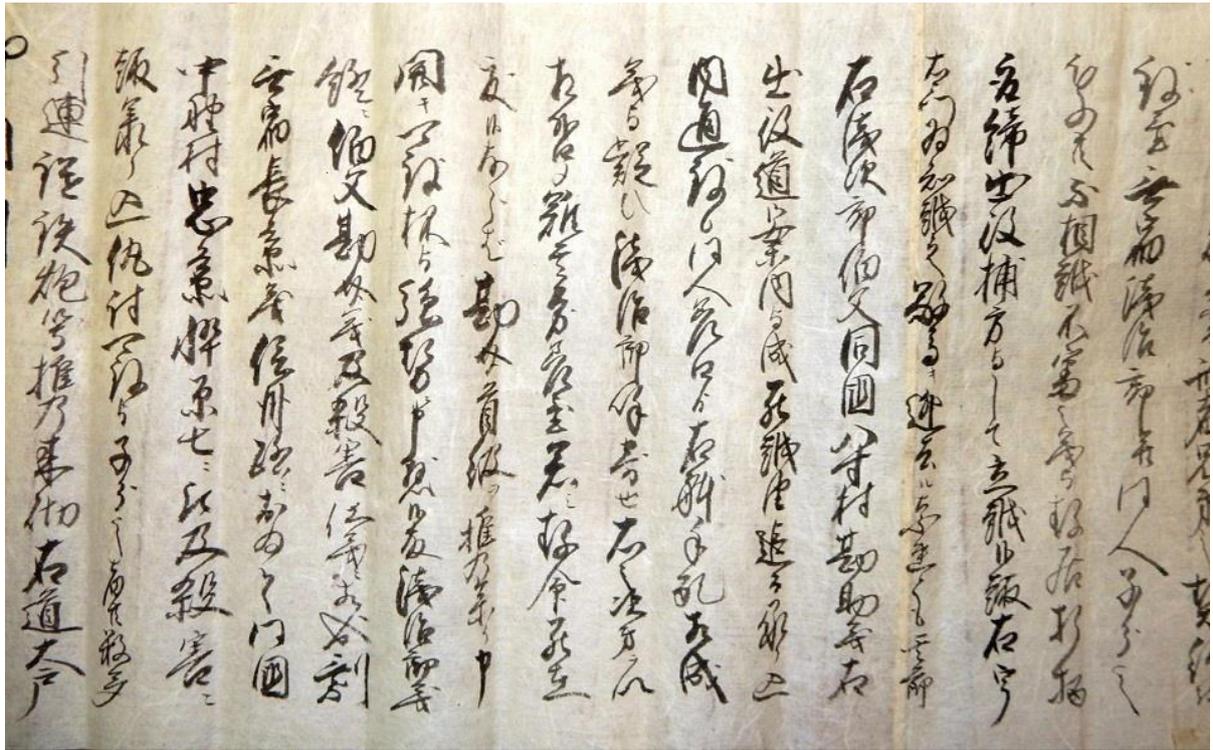
忠次郎

戌四拾壹歳

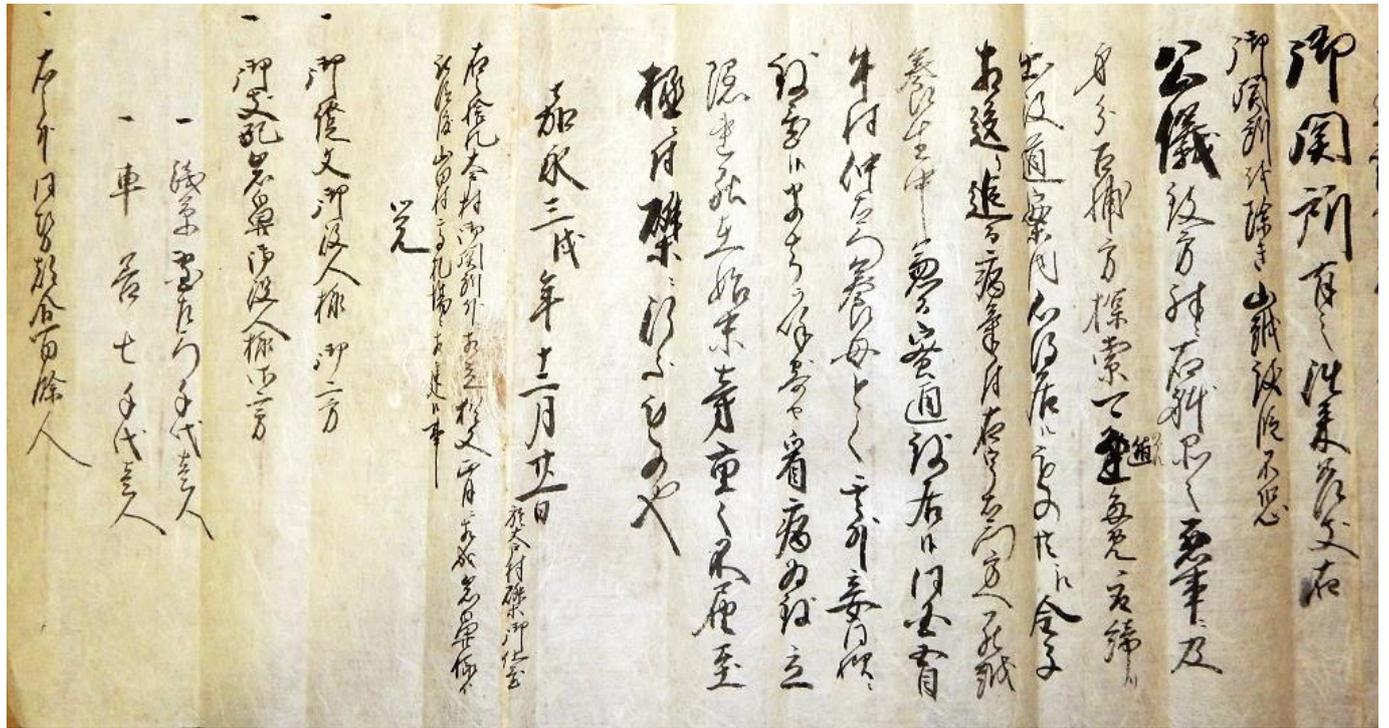
一 此者儀、無宿之身分二而長脇差帯、又者
合口等を所持いたし、博徒共ヲ数多
子分二致シ、上州田部井村たつ宅、其外最
寄国々所々野田・山林、又者右村宇右衛門
申合、溜井浚二事寄、横行二小屋場を
取立、多人数手合致し、筒取貸元二成、
簀(兼)博奕相催、元居村清五郎・無宿安
五郎等江代貸元ヲも為致、其節二てら・
口の子、或者上ケ銭与名付、金銀請取、其上
博奕渡世頭江、或者差配与唱、此者江
無沙汰二博徒寄合、博奕相催節者、
長脇差帯シ踏込、其場二有之金銀
奪取、安五郎右差配免、所持之こま



札一通、是を以て之を無宿伊三郎義者之手
 目博奕に用材、百姓共欺、多分之金銀ヲ
 掠取趣承及、博奕渡世之風義拘ル抔
 申聞、首代与して金子ヲ名付、為差出、
 殊二子分之内無宿文蔵義、博奕賭銭
 取引之義二付、無宿伊三郎口論之上打
 擲逢、残念之由、咄聞ルを承り、子分之者
 右様打擲ヲ受ルヲ打捨置なら八、伊三郎
 強氣二臆又抔他之嘲り口惜義を心得、
 右憤りを可為晴より文蔵江助力二及、同村
 境地内二おゐて、同人俱々伊三郎殺害二
 及、追而右文蔵義、関東取締出役之者二
 召捕る節者、文蔵を可取戻与多人数
 申合、得物等を携へ、出役旅宿同国
 木崎宿近辺三ツ木山迄押廻り、又者右田
 部井村又八宅を借請、同類其外呼集メ
 博奕之砌、兼而此者兄弟之契約を



致置、無宿浅治郎并同人子分之
 もの共不相越、不審之義与存居折柄、
 取締出役捕方与して立越候趣、右宇
 右衛門為知越之、驚キ逃去ルなれとも、其節
 右浅次(巻)郎伯父同国八寸村勘助義、右
 出役道案内与成罷越由、追而承り込
 内通致し、同人差口より右躰手配相成
 義与疑ひ、浅治郎呼寄せ、右之次第ヲ以
 相咎メ、難其方差置、若シ存命罷在
 度候ならば、勘介首級ヲ携参り申
 開キ可致杯与強勢二申懸候故、浅治郎義
 終二伯父勘介義、及殺害仕義二相成、剩
 無宿長兵衛義、信州路二おゐて、同国
 中野村忠兵衛悴原七二被及二殺害二
 趣承り込、仇討可致与子分之者共数多
 引連、鎧・鉄炮等携来砌、右道大戸



御関所有之往来差支、右

御関所を除き山越致段、不恐二

公儀一致方、殊二右躰品々悪事二及、

身分召捕方探索可遁^{のがれ}ため、取締り

出役道案内心得居ルもの共江金子

相送り、追而病氣二付、右宇右衛門方へ罷越

養生中、兼而蜜^蜜通致居候同国五目

牛村仲右衛門養母とく、其外妾同様二

致置候まちヲ呼寄せ、看病為致、立

隠れ罷在始末、旁重々不届至

極二付、磔二行ふもの也

於大戸村磔御仕置

右之捨札大戸村御関所外二相立、猶又正月二相成、岩鼻様より被仰渡、山田村高札場二相建候事

覚

一 御証文御役人様 御二方

一 御支配岩鼻御役人様御二方

一 浅草 團^彈 左衛門手代吉人

一 車 善 七 手代吉人

一 右之外同勢 都合百余人

《読み下し文》

上州佐位郡国定村無宿 忠次郎御仕置

嘉永三戌年十二月廿一日、当国大戸村において、行われ候捨札写し

国定村無宿

忠次郎

戌四拾壹歳

一 此の者儀、無宿の身分にて長脇差帯び、又は

合口等を所持いたし、博徒共を数多

子分に致し、上州田部井村たつ宅、その外最

寄国々所々野田・山林、又は右村宇右衛門

申し合わせ、溜井浚いに事寄せ、横行に小屋場を

取り立て、多人数手合わせ致し、筒取・貸元に成り、

簀博奕相催し、元居村清五郎・無宿安

五郎等へ代貸元をも致させ、その節にてら・

口の子、或いは上ヶ銭と名付け、金銀請け取り、その上

博奕渡世頭へ、或いは差配と唱え、此の者へ

無沙汰に博徒寄り合い、博奕相催す節は、

長脇差帯し踏み込み、その場にこれ有る金銀

奪い取り、安五郎右差配免し、所持のこま

札一通り呉れ遣わし、又は無宿佐与松義は手

目博奕いたし、村々百姓共欺き、多分の金銀を

掠め取る趣承り及び、博奕渡世の風儀拘る杯

申し聞き、首代として金子を名付け、差し出させ、

殊に子分の内無宿文蔵義、博奕賭銭

取り引きの義に付、無宿伊三郎口論の上打

擲し逢い残念の由、咄聞こえるを承り、子分の者

右様打 擲を受けるを打ち捨て置くならば、伊三郎

強気に臆す杯他の嘲り口惜しき義を心得、

右憤りを晴らすべきより文蔵へ助力に及び、同村

境地内において、同人俱々伊三郎殺害に

及び、追つて右文蔵義、関東取締 出役の者に

召し捕られる節は、文蔵を取り戻すべしと多人数

申し合わせ、得物等を携え、出役旅宿 同国

木崎宿 近辺三ツ木山迄押し廻り、又は右田

部井村又八宅を借り請け、同類その外呼び集め

博奕の砌、兼ねて此の者兄弟の契約を

致し置き、無宿浅治郎並びに同人子分の

もの共相越さず、不審の義と存じ居る折柄、

取締出役捕り方として立ち越し候趣、右宇

右衛門これを知らせ越し、驚き逃げ去るなれども、その節

右浅次郎伯父同国八寸村勘助義、右

出役道案内と成り罷り越す由、追つて承り込み

内通致し、同人差し口より右躰手配相成る

義と疑い、浅治郎呼び寄せ、右の次第を以て

相咎め、その方差し置き難く、若し存命罷り在り

度候ならば、勘介首級を携え参り申し

開き致すべきなどと強勢に申し懸け候故、浅治郎義

終に伯父勘助義、殺害に及び仕る義に相成り、剩え

無宿長兵衛義、信州路において、同国

中野村忠兵衛倅 原七に殺害に及ばれる

趣承り込み、仇討致すべしと子分の者共数多

引き連れ、鎧・鉄炮等携え来る砌、右道大戸

御関所これ有り往来差し支え、右

御関所を除き山越え致す段、公儀を

恐れざる致し方、殊に右躰品々悪事に及び、

身分召し捕り方探索遁れるべきため、取締
出役道案内心得居るもの共へ金子
相送り、追つて病気に付、右宇右衛門方へ罷り越し
養生中、兼ねて密通致し居り候同国五目
牛村仲右衛門養母とく、その外妾同様に
致し置き候。まぢを呼び寄せ、看病致させ、立ち
隠れ罷りたる始末、旁重々不届至
極に付、磔に行うもの也

嘉永三戌年十二月廿一日

大戸村に於いて磔御仕置

右の捨札大戸村御関所外に相立て、猶又正月に相成り岩鼻様より
仰せ渡され、山田村高札場に相建て候事

覚え

御証文御役人様 御二方

御支配岩鼻御役人様 御二方

一 浅草 団左衛門手代彦人

一 車 善七 手代彦人

一 右の外同勢 都合百余人

《用語・人物・地名等》

- ①【国定村…くにさだむら】現伊勢崎市国定町。嘉永三（一八五〇）年
当時は、川越藩領。村高は、「天保郷帳」五九二石余。天保九年「天
保巡見日記」によると、この村は「地味悪しく皆砂場なり、この辺
人気・風俗ともよろしからざる様子なり」とある。
- ②【無宿…むしゆく】江戸時代、一定の住居及び正業をもたないこと。
人別帳から除外された者。
- ③【忠次郎…ちゆうじろう】国定忠治（一八一〇～一八五〇）、江戸
後期の侠客。上野国佐位郡国定村の人。本名は長岡忠次郎。中農の
家に生まれたが、若くして博奕打ちとなり、赤城山中を住みかとし
て上州・信州一帯で活動。碓氷関所の裏関・大戸関所を破つた罪で
磔に処された。天保の飢饉で農民を救済した義侠として芝居や講談
によく取り上げられたが、虚説も多い。
- ④【仕置…しおき】江戸時代、法に照らして処罰すること。見せしめの
ため、懲らしめること。おしおき。
- ⑤【磔…はりつけ】昔の刑罰の一つ。初めは板または地上に張り広げ、
釘で打ち付けて殺したが、後には、はりつけ柱に縛り付け、左右の
腋から槍で突き殺した。はっつけ。
- ⑥【捨札…すてふだ】武家時代に、罪人を処罰する時、その氏名・年齢
・罪状などを記して街頭に立て、刑の執行後三十日間、存置した高
札。
- ⑦【長脇差…ながわきざし】長い脇差、左腰に差すように造つた短い
刀。一尺八寸（約五五cm）以上の大脇差、あるいはそれを所持して
いる博徒や侠客のことをさす。
- ⑧【合口…あいくち】鍔がなく、柄口と鞘口とよく合うように造つた短
刀。九寸五分（約二九cm）。
- ⑨【博徒…ばくと】博奕を打つ人。ばくち打ち。
- ⑩【田部井村…たべいむら】現伊勢崎市田部井町。当時は、幕府領と
旗本平岩氏領の相給。村高は、「天保郷帳」四〇七石余。

- ⑪【野田::のだ】野の中にある田。
- ⑫【溜井::ためい】用水を溜めておく井。溜めが井⇩田部井、為谷。
- ⑬【横行::おうぎよう】ほしいままにふるまうこと。勝手気ままにふるまうこと。おうこう。
- ⑭【貸元::かしもと】博奕場の親方。賭け金を融通する(貸す)のでいう。転じて、広く博徒の親分の称。
- ⑮【博奕::ばくち】博打。財物を賭け、骰子(さい、賽)・花札などをういて勝負を争うこと。
- ⑯【てら(寺)::てら】寺銭。寺金。博奕や花合わせ等で、その場所の借り賃として出来高の幾分かを貸元又は席主に支払うもの。
- ⑰【上ケ銭::あげせん】売上金。または、手数料。口銭。賃金。
- ⑱【差配::さはい】とりさばくこと。処置。周旋。
- ⑲【こま札||駒札::こまふだ】賽子博奕に用いる道具・札。
- ⑳【手目::てめ】ばくちで、いかさまをすること。転じて、人目をくらすこと。ごまかし。いんちき。
- ㉑【首代::くびだい】首銭。首を斬られることを免れるために出した金。
- ㉒【文蔵::ぶんぞう】三ツ木村(伊勢崎市境三ツ木)の文蔵。忠次郎の子分。
- ㉓【伊三郎::いさぶろう】島村(同市境島村)の伊三郎。親分。
- ㉔【打擲::ちようちやく】棒や笞などで打ち敲くこと。擲ること。
- ㉕【関東取締出役::かんととりしまりやく、かんととりしまりしゅつやく】八州廻りとも。江戸幕府の職名。勘定奉行の支配下。文化二(一八〇五)年創設。関東の治安維持の強化を目的とするもので、幕府領及び私領に警察権を行使。代官の手付・手代の中から選任され、その権勢は「泣く子も黙る」といわれた。
- ㉖【得物::えもの】得意の武器。自分に適した武器。
- ㉗【木崎宿::きざきしゆく】日光例幣使街道の宿場。現太田市新田木崎町。
- ㉘【八寸村::はすむら、はちすむら】近世蓮村。現伊勢崎市八寸町。
- ㉙【差口::さしぐち、さしくち】他から申し入れたことば。傍人の申告。密告。
- ③①【存命::ぞんめい】生きながらえていること。生存。
- ③②【首級::しゅきゅう】討ち取った首。しるし。
- ③③【申し開く::もうしひらく】言つて理由を明らかにする。いいわけをする。
- ③④【仇討::あだうち】君父などを殺した者を討ち取つて報復すること。かたきうち。
- ③⑤【大戸御関所::おおどおせきしよ】現在の吾妻郡東吾妻町大戸にあった幕府管轄の関所。信州街道沿いの関所。
- ③⑥【公儀::こうぎ】幕府のこと。
- ③⑦【密通::みつつう】男女が密かに情を通じること。私通。みそかごと。
- ③⑧【五目牛村::ごめうしむら】現伊勢崎市五目牛町。
- ③⑨【妾::めかけ】(目を掛ける意)正妻のほかに養つて愛する女。てかけ。側室。
- ③⑩【不届::ふとどき】行き届かぬこと。不注意。不行届。所払い、追放等に処する裁判の宣告文末に冠して用いた語。
- ④①【至極::しごく】この上なく極まったこと。最上。極めて。
- ④②【岩鼻様::いわはなさま】幕府代官所・陣屋が置かれた岩鼻代官所。陣屋役人のこと。
- ④③【山田村::やまだむら】現吾妻郡中之条町山田。当時は幕府領・旗本河野氏領・旗本村垣氏領・御三卿清水家領の四給。
- ④④【浅草團(弾)::あさくさだんざえもん】江戸時代、武蔵・上野・下野・上総・下総・安房・陸奥七国と常陸・相模・伊豆・駿河・甲斐の一部の長吏(各地の穢多頭)を支配した穢多の総称。享保七(一七三二)年、江戸の非人頭(車善七)に勝訴し、非人の支配権をも確立。寛政年間(一七八九〜一八〇一)の支配総戸数は七千七百余。

《内容解説》

この文書は、吾妻郡東吾妻町植栗「関縁家文書」の中の一点である。嘉永三（一八五〇）年一月二日、信州街道・大戸関所南方の見城川原で、国定村無宿忠次郎が磔刑に処された。その際の高札「捨札写」である。捨札は、刑の執行後三十日間存置された。文書の末尾に、翌年正月、幕府岩鼻代官所役人の命令で同郡山田村（現中之条町山田）の高札場に建てた、とある。この捨札を吾妻地域の交通の要衝である山田村に建てさせたのは、更に長期間に渡って人目にさらすねらいがあったと考えられる。

大まかな内容は、忠次郎と子分らの重ね重ねの罪状（「重々不届至極」）、忠次郎の病気・捕縛、磔刑時の立会役人等の人数、などである。本史料は、文章の切れ目が不明確であるが、次のようなことが記されている（文書に忠次郎らの関わった事項の年号記載は無いが、通説となっている事項は、筆者が年号を付した）。

- ① 忠次郎らは、常々長脇差を携帯、合口（短刀）を所持していた。
- ② 田部井村の溜井浚いの作業場（飯場）を賭場にし、多人数で賽子博奕を開催した。
- ③ 子分の国定村無宿清五郎・境村無宿安五郎らに代貸元をさせ、寺銭などの金銀を受け取った。
- ④ 突然、他の博奕渡世頭宅（賭場）へ踏み込み、金銀を強奪した。
- ⑤ 子分の安五郎に、賽子博奕の道具・駒などの一式を渡した。
- ⑥ 子分の佐与松は、いかさま博奕を催し、村々の百姓をだまして多くの金銀を掠め取った。
- ⑦ 脅して首を斬られる代わりに「首代」と称した金を出させた。
- ⑧ 天保五（一八三四）年、子分の文蔵が、島村の伊三郎らに打擲された仕返しに、文蔵に加勢して伊三郎を殺害した。
- ⑨ 天保九年、関東取締出役に召し捕られた文蔵を取り戻そうと、出役旅宿近くの三ツ木山に屯集し威圧した（文蔵奪還は失敗、これにより共謀の故を以て死罪仰せ付け、赤城山中に隠棲）。
- ⑩ 天保一三年八月〜九月、田部井村又八宅で賭場を開いていた時、忠

次郎を裏切り関東取締出役側の道案内人になったとされる浅治郎を呼び寄せ、同じく関東取締出役側の捕り方になったとされる伯父勘助の首をとって来て差し出せ、と命じた。浅治郎は、勘助とその息子を殺害し、首を差し出した（三室村勘助親子殺害、これ以降、忠次郎に対する関東取締出役の探索が急となった）。

⑪ 同年、忠次郎は、子分の無宿長兵衛が信州中野村の原七に殺害されたことを聞き、仇討ちのため大勢の子分と武器を携え信州へ向かった。信州街道の大戸関所を避け、山越えをして信州へ入った。この際、関東取締出役の捕り方の探索を逃れるため、街道各地の道案内人に金を渡して探索の妨害をした（大戸区有文書に多数の天保一三年「大戸関所周辺絵図」が含まれる。この関所破り後、管理を問われた大戸村役人が認め岩鼻役所へ提出している）。

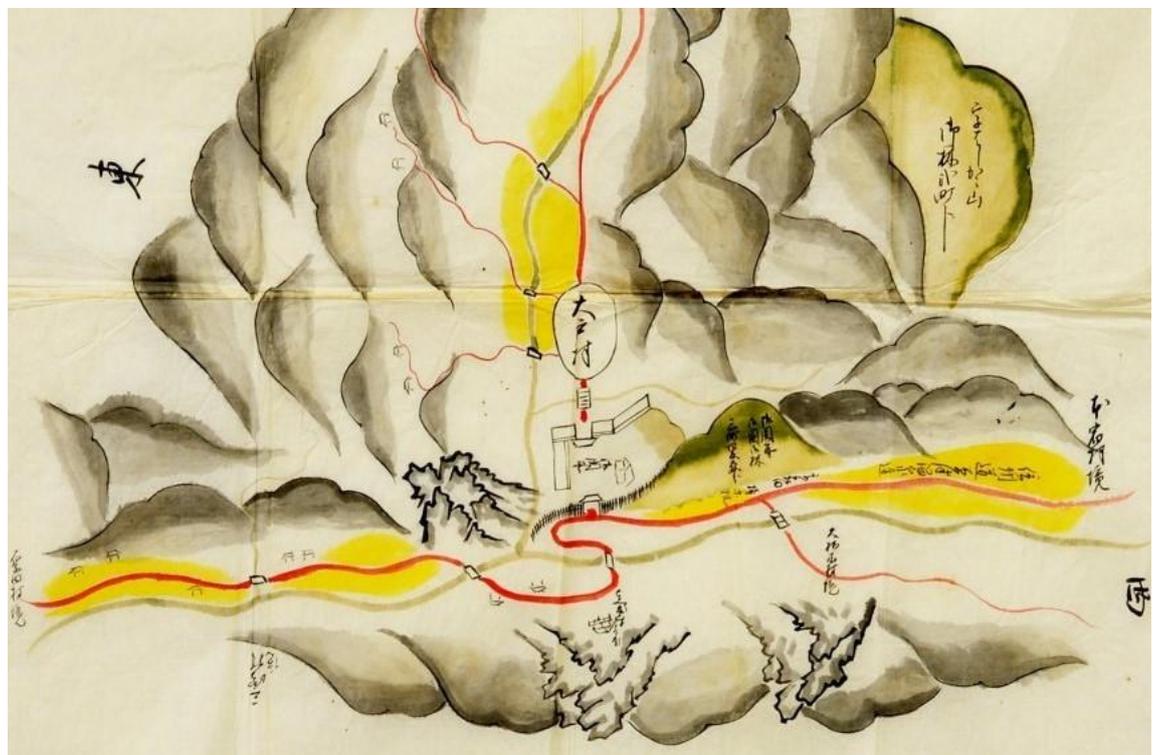
⑫ 弘化三（一八四六）年、上州へ帰還後、間もなく中風で倒れ、田部井村宇右衛門宅で療養、仲右衛門養母とく・妾まぢが看病した。嘉永三（一八五〇）年七〜八月、関東取締出役に捕縛された。

⑬ この磔刑に関わった諸役人等人数は、百人余りにのぼった。

この関縁家文書の他、当館収蔵の国定村・無宿「忠次郎」関係史料は、そのほとんどが「忠治」ではなく「忠次郎」「忠治郎」と記載されている（寄贈・寄託文書）。大戸村での磔刑時に関する史料としては、富澤久幸家文書「捨札写」（嘉永三年一月二六日、P〇九〇五・No.七四〇）、土屋喜英家文書「上州佐位郡国定村無宿忠次郎御仕置落着一件」（嘉永三年一月二日、P一一〇三・No.八二）、福島英一家文書「捨札」（上州国定村無宿忠次郎磔刑の理由書上、嘉永三年一月二日、P〇一一〇・No.一三二七、『群馬県史 資料編14』採録）、などがある。また、福島家文書「乍恐以始末書奉申上候」（天保五年七月、P〇一一〇・No.一四一七）、赤堀恒雄家文書「廻状」（無宿忠次郎並び余類の者召捕方申渡、亥極月（天保十年）、P八九〇二・No.二三三七）、「人相書（国定忠次郎ら人相手配書）」（天保一三年、P九三〇二・No.七七）などの史料もある。



現在の大戸関所跡（南方高崎方向をのぞむ、右が御林山）



寄託・大戸区有文書〔大戸関所周辺絵図〕（天保13年、F0306 65/753で公



とく建立、忠次郎の墓（伊勢崎市・善應寺）



長岡忠治之墓（伊勢崎市国定町、養寿寺）



三室勘助親子の墓（伊勢崎市上諏訪町）



天神沼（この地域の溜井の一つ、伊勢崎市田部井）